

浦添市重度障がい者等就労支援特別事業実施規程

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第77条の規定に基づき、雇用施策と福祉施策が連携し、重度障害者等が通勤や職場等で必要となる支援を実施することにより、就労機会の拡大および社会参加の促進を図ることを目的として実施する浦添市重度障がい者等就労支援特別事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、浦添市とする。

(定義)

第3条 この告示において使用する次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護等 総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護をいう。
- (2) 指定重度訪問介護等事業者 前号に規定する重度訪問介護等の事業を行う指定障害福祉サービス事業者であつて、第20条により指定を受けた事業者をいう。
- (3) 重度障がい者等 本市において、重度訪問介護等の支給決定を受けている者をいう。
- (4) 民間企業 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第49条第1項に規定する助成金の対象となる事業主をいう。
- (5) 自営業者等 前号の民間企業に雇用される者、国家公務員、地方公務員、国会議員及び地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者をいう。
- (6) 通勤支援や職場等における支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）における重度訪問介護等において、「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分の支援をいう。
- (7) 支援計画書 重度障がい者等の通勤支援や職場等における支援に当たって、支援対象範囲を明確にし、必要な支援を取りまとめた計画書をいう。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、重度障がい者等であって、本市に居住地を有し、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のもの。
なお、1週間の所定労働時間10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とすることができる。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型事業所の利用者は除くものとする。

(2) 自営業者等であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めたもの。なお、当該自営等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の者を対象とする。

(支援対象範囲)

第5条 前条第1号の対象者の支援対象範囲は、通勤支援や職場等における支援であって、障害者雇用促進法第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金（障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金）を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして関係者による支援計画書において認められた部分のうち、市長が支援が必要と認めた部分とする。

2 前条第2号の対象者の支援対象範囲は、通勤支援や職場等における支援の部分のうち、市長が支援が必要と認めた部分とする。

(対象となる支援内容)

第6条 本事業の対象となる支援内容は、就労している時間に、第3条第2号に規定する指定重度訪問介護等事業者から提供された重度訪問介護等に相当する支援で、次の各号のとおりとする。

(1) 排泄、食事、通勤・外出及び代筆・代読等のコミュニケーション等の支援

(2) 前号に規定するもののほか、障害者雇用促進法第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金の支給対象外となる喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援

(支給量)

第7条 第5条の支援対象範囲に係る本事業の支給量は、別表第1の範囲内で市長が決定する。ただし、市長が特に必要と認める場合はこれを超えることができる。

(申請)

第8条 本事業に係る給付費の支給を受けようとする者は、浦添市重度障がい者等就

労支援特別事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証（総合支援法第22条第8項に規定する受給者証をいう。）の写し
- (2) 支援計画書
- (3) 雇用されていることを証する書類の写し（被雇用者に限る。）
- (4) 自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者等に限る。）
- (5) その他必要に応じて市が求める書類
（支給決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請（以下「支給申請」という。）を受けた場合において、給付費の支給の可否について決定し、浦添市重度障がい者等就労支援特別事業支給決定等通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 支給申請を受けた場合において、給付費の支給を決定する際の支給決定期間は、支給決定の際に定める支給期間の開始日から初めに到来する3月31日までとする。
（支給決定の変更申請）

第10条 支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、第4条に規定する事項又は第8条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、浦添市重度障がい者等就労支援特別事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第3号）を速やかに、市長に提出するものとする。なお、計画が変更になる場合は支援計画書も併せて提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、前条第1項により決定した内容の変更決定を行うときは、浦添市重度障がい者等就労支援特別事業支給変更決定（却下）通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。
（支給決定の更新）

第11条 支給決定期間満了後においても本事業を利用しようとする受給者は、支給決定期間満了日の60日前から更新の申請を行うものとする。

- 2 前項の申請に係る手続については、第8条及び第9条の規定を準用する。ただし、前項の申請があった場合における支給決定期間の開始日は、更新前の支給決定期間満了日の翌日とする。
（利用終了の届出）

第12条 受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、浦添市重度障がい者等就労支援特別事業終了届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 市外へ転出したとき。
- (2) 退職するとき。
- (3) 休職するとき。
- (4) 解雇等の処分を受けるなど、第4条に規定する対象者要件に該当しなくなったとき。
- (5) 本事業の利用を辞退するとき。
(支給決定の取消し)

第13条 市長は、前条各号及び次の各号いずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が本事業の利用を不相当と認めたとき。
- 2 前項（同項第1号に該当する場合は除く。）の規定により支給決定を取り消したときは、市長は浦添市重度障がい者等就労支援特別事業支給決定取消通知書（様式第6号）により、受給者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付費が支払われているときは、受給者又は指定重度訪問介護等事業者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。
(利用契約)

第14条 受給者は、本事業を利用しようとするときは、浦添市重度障がい者等就労支援特別事業支給決定通知書をサービス提供を行う指定重度訪問介護等事業者に提示し、当該事業者と利用契約を締結するものとする。

- 2 指定重度訪問介護等事業者は、受給者と契約した内容を契約内容報告書（様式第7号）により就労支援給付費の請求日までに市長に報告しなければならない。
(就労支援給付費)

第15条 市長は、受給者が支給決定の有効期間内において、指定重度訪問介護等事業者から通勤支援や職場等における支援を受けたときは、受給者に対し、当該通勤支援や職場等における支援（支給決定の範囲内に限る。）に要した費用について、就労支援給付費を支給する。

- 2 就労支援給付費は、1月につき、第7条に規定する支給量の範囲内で、別表第2に定める支援提供時間に応じたサービス費の単位数に、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）を乗じて得た額（1円未満は切捨て）から、次条に定め

る利用者負担額を除く額とする。

- 3 受給者が指定重度訪問介護等事業者から通勤支援や職場等における支援を受けたときは、市長は、受給者が当該指定重度訪問介護等事業者に支払うべき費用について、就労支援給付費として当該受給者に支給すべき額の限度内において、当該受給者に代わり、当該指定重度訪問介護等事業者に支払うことができる。
- 4 前項に規定する支払があったときは、受給者に対し、就労支援給付費の支給があったものとみなす。

(利用者負担額)

第16条 受給者は、指定重度訪問介護等事業者から通勤支援や職場等における支援を受けた場合、当該費用の1割を負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給者が同一の月に負担する利用者負担額は、別表第3に定める額の範囲内とする。
- 3 利用者負担額は、受給者が指定重度訪問介護等事業者に支払うものとする。
- 4 指定重度訪問介護等事業者は、受給者から利用者負担額の支払を受けたときは、当該受給者に領収証を交付しなければならない。

(支払請求)

第17条 指定重度訪問介護等事業者は、浦添市重度障がい者等就労支援特別事業給付費請求書(様式第8号)に、浦添市重度障がい者等就労支援特別事業明細書(様式第9号)、浦添市重度障がい者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票(様式第10号)の写しを添え、支援を提供した月の翌月末日までに、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査の上、請求のあった月の翌々月末日までに就労支援給付費を支払うものとする。
- 3 指定重度訪問介護等事業者は、当該受給者に代わり就労支援給付費の支給を受けたときは、受領した旨を当該受給者に対し通知しなければならない。

(費用の返還)

第18条 市長は、受給者又は指定重度訪問介護等事業者が、虚偽その他の不正な手段により就労支援給付費の支給を受けた場合は、当該受給者又は指定重度訪問介護等事業者から就労支援給付費に相当する額の全部又は一部について返還を請求するものとする。

(指定重度訪問介護等事業者の要件)

第19条 重度障がい者等就労支援特別事業を実施する事業者として指定を受けることができる事業者は、総合支援法第36条の規定により、重度訪問介護等の事業者指定

を受けた事業者とする。

(指定重度訪問介護等事業者の指定)

第20条 前条の要件を満たし、指定重度訪問介護事業者としての指定を希望する事業者は、事業を開始しようとする月の前々月の末日までに浦添市重度障がい者等就労支援特別事業事業者指定申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、指定の可否を決定し、浦添市重度障がい者等就労支援特別事業事業者指定決定(却下)通知書(様式第12号)により事業者に通知するものとする。

(指定内容の変更等)

第21条 指定重度訪問介護事業者は、前条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、浦添市重度障がい者等就労支援特別事業事業者指定変更届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 指定重度訪問介護事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、浦添市重度障がい者等就労支援特別事業事業者廃止(休止・再開)届(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第22条 指定重度訪問介護等事業者の管理者及び従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た受給者及びその家族の秘密、又は受給者の就労先及びその関係機関に係る秘密を漏らしてはならない。

2 指定重度訪問介護等事業者は、管理者及び従事者であった者が、正当な理由なく、前項に規定する秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(調査等)

第23条 市長は、適正を期するため必要があるときは、受給者又は指定重度訪問介護等事業者に対して報告をさせ、又は職員に關係書類その他の物件を調査させることができる。

(書類の整備等)

第24条 指定重度訪問介護等事業者は、受給者に対し、通勤支援や職場等における支援を実施したときは、支援記録等の關係書類を作成し、支給決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(指定の取消し)

第25条 市長は、指定重度訪問介護等事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第20条の指定を取り消すものとする。

(1) 第19条の規定に該当しなくなったとき。

- (2) 就労支援給付費の請求に関し不正があったとき。
- (3) 不正の手段により第20条の規定による指定を受けたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(その他)

第26条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

サービスの種類	一月あたりの上限時間
重度訪問介護	120時間
同行援護	80時間
行動援護	80時間

別表第2（第15条関係）

重度障がい者等就労支援特別事業	重度障がい者等が支給決定を受けているサービス	重度障がい者等就労支援特別事業就労支援給付費
	重度訪問介護	報酬告示別表第2の1のイに規定する重度訪問介護の単位
	同行援護	報酬告示別表第3の1に規定する同行援護の単位
	行動援護	報酬告示別表第4の1に規定する行動援護の単位

注 報酬告示に定められた注の部分は算定対象としない。

別表第3（第16条関係）

受給者の区分	負担上限月額
1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この表において「総合支援法施行令」という。）第17条第1項第1号に該当する者	37,200円
2 総合支援法施行令第17条第1項第2号に該当する者	9,300円
3 総合支援法施行令第17条第1項第3号に該当する者	4,600円
4 総合支援法施行令第17条第1項第4号に該当する者	0円

注 ただし、就労支援給付費の対象となる費用に100分の10を乗じて得た額が負担上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。

